環境省における「気候変動適応型環境未来都市」構築に向けた取組

2009年9月4日 環境省

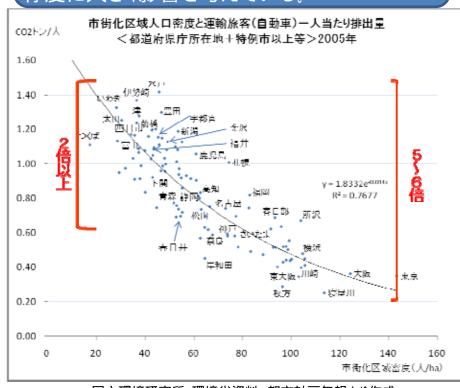


気候変動に対応した都市づくりの必要性

低炭素型・集約型都市構造の実現は、温室効果ガスの削減に大き〈寄与すると考えられる。

運輸部門:

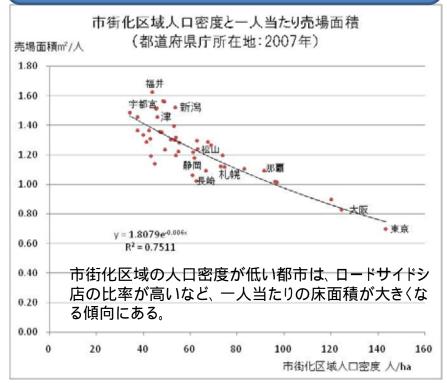
市街地の人口密度が、その都市の自動車依存度に大き〈影響を与えている。



国立環境研究所・環境省資料、都市計画年報より作成

業務部門:

市街地の人口密度が、商業施設などの床面 積の広さにも影響を与えている。



商業統計、都市計画年報より作成



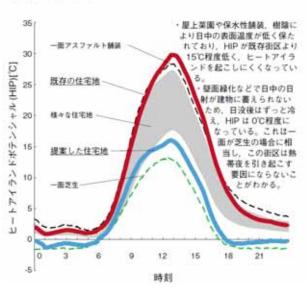
気候変動に対応した都市づくりの必要性

地域づくりと連携した環境負荷削減の取組

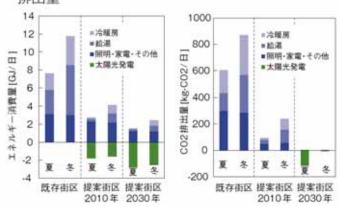
シミュレーションから、街区・建物の造り替えや先進的機器の導入により、2010、30年の各期で熱環境の改善、CO₂排出の大幅な削減(85%以上)を達成。 省エネは、長期的な視点で、街の構造から考えることが重要。



ヒートアイランドポテンシャルの日変化 (夏季晴天日)



夏季・冬季におけるエネルギー消費量と二酸化炭素 排出量



いずれの図も平成21年版環境白書より抜粋



気候変動に対応した都市づくりへの取組

環境省では、気候変動に対応した都市づくりについて、主に、以下のような取組を 行なっている。

制度的な対応に 対する支援	●地球温暖化対策推進法に基づ〈「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の計画策定マニュアルの策定、配布●運輸部門に関する地方公共団体の温室効果ガス推計ソフトの提供等
事業支援	 ●地域グリーン・ニューディール基金 ●低炭素地域づくり面的対策推進事業 >歩いて暮らせる拠点集約型地域・都市構造の構築 >風の道の確保や再生可能エネルギーの集中導入等、市街地再編に併せた徹底的な低炭素化 >既存の省エネ設備やシステムの活用、熱等の相互利用など ●サステイナブル都市再開発促進モデル事業 >都市再開発に着目し、そのプロセスに温暖化事業評価を取り入れることにより、民間事業者による積極的なCO2排出削減を誘導 ●21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業 >地方公共団体の実施するエコハウスモデル事業を支援
調査·研究	●地方公共団体実行計画実施推進事業費(H22概算要求)▶「土地利用と交通分野の対策」や「街区・地区単位の対策」に関し、 モデル等を用い、先進的な削減手法を研究

4

地方公共団体実行計画の拡充について

(地球温暖対策推進法の改正:平成20年6月)

自ら排出する温室効果ガスを減らす事業者としての責務(現行法第4条第2項)

すべての自治体で実行計画の策定(現行法第21条)

地域において総合的かつ計画的な施策を推進する 責務(現行法第20条第2項)

都道府県、政令市、中核市、特例市における施策についての計画策定(改正法第20条の3)

事務事業編

地方公共団体実行計画

区域施策編

地方公共団

体も中長期

目標を設定

自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画 の策定

·庁舎·施設の省エネ対策 等 (現行法第8条第2項第6号の基本的 事項に基づき策定) 以下についての計画策定

- ・自然エネルギー導入の促進
- ・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の 推進
- ・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
- ・循環型社会の形成

(以上4項目が義務的記載事項)

都市計画や農業振興地域整備計画等との連携(改正法第20条の3第4項)

二重囲いの部分が今回の拡充内容

地方公共団体実行計画協議会による策定 協議・実施の連絡調整

関係行政機関、関係地方公共団体、推進員、 地域センター、事業者、住民等がこぞって参画 (改正法第20条の4)

国による支援

地域の施策や事業の実施

地域地球温暖化防止活動推進センターの協力 (改正法第24条)

計画策定マニュアルの作成や、地域グリーンニューディール基金等による実施支援

環境省 Ministry of the Environment

地域グリーンニューディール基金の創設

(地域環境保全基金の拡充)

平成20年6月、地球温暖化対策推進法の改正により地域のСО。削減計画の策定を義務付け。 地方は、厳しい財政状況にある中で、さらなる環境対策の実施が必要とされている。 都道府県等の地域環境保全基金を拡充して、取組を支援。

「地域の活性化」と「低炭素化・エコ化」を同時に推進

玉 補助金 事業計画 事業実績報告 【550億円】 都道府県・指定都市 【地域環境保全基金】

・地方公共団体事業への充当、 民間事業者への補助、利子助成等

・3年間で取り崩して活用

地球温暖化対策推進法に基づく地域計画等、国全体として進めるべき取組を支援

<基金対象事業>

- (1)地球温暖化対策の推進(省エネ住宅、環境負荷の少ない交通・ エネルギーインフラ等の整備等)
- (2)アスベスト廃棄物、不法投棄等の処理の推進
- (3)微量PCB廃棄物の処理の推進
- (4)漂流・漂着ゴミの回収・処理等の推進

(基金対象事業の例)





住宅断熱リフォーム







微量PCB混入廃棄 物の処理促進



漂流・漂着ゴミの 回収·処理

)地域環境保全基金:環境保全に関する知識の普及・啓発などの地域環境保全活動を支援するため、平成元年度補正 予算により、全国の都道府県及び指定都市に設置した基金。

低炭素地域づくり面的対策推進事業

【22年度要求額 2,390百万円】

低炭素地域づくり面的対策推進事業

(22年度要求額2.350百万円、21年度予算額950百万円)

【目的】 自動車交通需要の抑制、公共交通の利便性の向上、未利用エネルギーや自然資本の活用により、都市構造や社会資本などの既存の「まちのかたち」そのものを低炭素型に変え、低炭素社会のモデルとなる地域づくりを実現する。

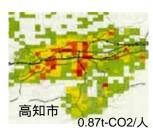
- 歩いて暮らせる拠点集約型地域・都市構造の構築
- 風の道の確保や再生可能エネルギーの集中導入等、市街地再編に併せた徹底的な低炭素化

【背景】 地球温暖化対策推進法改正(平成20年6月)

地方公共団体実行計画に以下について盛り込む

- ・自然エネルギー導入の促進
- ・事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- ・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善等

都市計画や農業振興地域整備計画などの施策の実施に反映



計画に

位置づ

けられ

た面的

な対策

の実施



濃い色のほうが 人口密度が高い

(平成18年版環境白書より)

ACALIES 7)

1.21t-CO2/人

拠点集約型の都市のほうが運輸旅客部門の1人当たりCO2排出量が少ない

環境省

支援

地球温暖化対策地域協議会

地方公共団体·交通事業者·大規模商業施設·地域住民 等

助言

国土交诵省

初年度

•

次年度 以降

低炭素地域づくり計画

CO2 削減 削減 シミュ 目標 の ション の実 複数施 策を盛り込 が大地域計 ででませる

CO2削減目標の設定

- 目標達成のための施策
- 自動車交通需要の抑制策
- ・公共交通機関の利便性向上策・効率的な土地利用の促進策
- ・未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用
- ・エネルギーの効率的利用の促進策
- ・自然資本の活用による低炭素化

等

< 22年度予算 > 委託 3.5億円

- ·委託先:地域協議会又は地域協議 会に参画する民間事業者
- 補助金 15.5億円【新規】
- ·交付先:計画又は環境モデル都市 に位置づけられた事業の実施者
- ·負担割合:1/2(最長3年)



施

ICカード導入とCO2削減量の見える化による公共交通機関の利用促進



コミュニティ・サイクルや カーシェアリングの導入



トランジットモールやパークアンド ライドの導入



太陽熱供給システムを導入 した集合住宅の整備



再開発を機とした地域冷暖房の道と



風の通り道や地域冷熱源と なる緑地の確保